

第3回 由利本荘市公営事業経営検討委員会 会議録

---

1. 開催日時 令和8年4月17日（金曜日）午後1時25分

2. 開催場所 企業局「大会議室」

3. 出席委員（7名）

金澤 伸浩	山下 知之	片村 正浩	森 健利
小松 寿	三浦 徳久	小島 弥恵子	

4. 欠席委員

小笠原 公毅	岸田 良子	佐藤 良一
--------	-------	-------

5. 次第

1. 委員長あいさつ

2. 協議

(1) ガス事業における原料費調整制度の導入についての答申案

(2) 上下水道料金の適正水準についての諮問内容説明

(3) 水道事業・下水道事業の経営状況分析

3. その他

6. 出席職員

局長	工藤 睦	管理課長	佐藤 昌司
営業課長	木内 華奈	水道課長	佐藤 良市
下水道課長	齋藤 純	ガス課長兼13Aガス製造所長	堀 友昭

(管理課)

参事兼課長補佐兼総務班長	經理班長	三浦 幹彦
--------------	------	-------

田口 俊一

經理班主査	栗林 公一郎	經理班主査	小川 有希子
-------	--------	-------	--------

(営業課)

参事兼課長補佐兼営業班長	課長補佐兼料金班長	伊藤 冬樹
--------------	-----------	-------

加藤 大樹

(水道課)

計画班長	東海林 悠
------	-------

(下水道課)

参事兼課長補佐兼集落排水班長	参事兼課長補佐兼公共下水道班長
----------------	-----------------

佐々木 義広

工藤 憲

7. 委員会議長

金澤 伸浩

## 8. 会議の概要

### ○田口参事

定刻の時間となりました。ご案内した委員のみなさま揃っておりますので、経営検討委員会を開催したいと思います。なお、この度、4月1日の人事異動がございましたので、企業局職員よりご紹介いたします。

### ○工藤局長

4月の人事異動で矢島総合支所から局長になりました工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○堀ガス課長

清掃事業所からガス課に拝命になりました堀と申します。よろしくお願いいたします。

### ○齋藤下水道課長

鳥海・矢島上下水道事務所から下水道課に異動になりました齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○田口参事

なお、秋田銀行の本荘支店長ですけれども、同じく4月1日で人事異動になりまして、前任の碓屋委員から山下委員となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、本日、佐藤良一委員、岸田良子委員は欠席という報告が入っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、金澤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

### ○金澤委員長

委員長をさせていただいております金澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、ガス料金の答申のことでお話をさせていただいたところでしたが、心配していた急激な料金の値上がり、値下がりが、ついに起きてしまい、今、非常に揉めているところではありますが、この答申が役に立つという機会が来たと思っております。

今日はその答申の内容を審議していただくことと、上下水道のことについて諮問があるようですので、概要説明の後、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○田口参事

ありがとうございました。なお、本日の会議を午後3時頃までには終了したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それではこの後は、金澤委員長が議長となりますので、会議の進行をお願いいたします。

○金澤委員長

それでは、「ガス原料費調整制度導入について」の答申案の説明をお願いいたします。

○佐藤管理課長

企業局管理課の佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。それでは 「(1) ガス事業における原料費調整制度導入について」の答申案について説明いたします。

資料1をご覧ください。答申書の案になります。

はじめに冒頭では、「由利本荘市ガス事業においては、早期に原料費調整制度を導入することが望ましい」としております。

裏面の「1. これまでの経緯」では、市が諮問に至るまでの経緯を掲載しております。

内容は、近年、ガス原料である液化天然ガス(LNG)等の国際的な市場価格の変動が著しく、その影響が事業経営に無視できない水準となっているとした上で、「(1) 原料価格の変動と現行料金制度の課題」として、現行制度では料金改定には条例改正や議会の議決が必要で、原料価格が急激に変動した場合、迅速かつ機動的に料金に反映できず、価格が上昇した場合は、市がリスクを負う形になっていることや価格が下落した場合は、市は需要家に還元できないといったことを挙げております。

また、「(2) 経営状況への影響」では、原料価格高騰時には、原料調達コストが増大し、事業収支の悪化、ひいては市民への安定供給を維持するための設備投資や保安対策への影響が懸念される事態となっていた。とし、「(3) 先行事例の調査と検討」では、他都市の公営ガス事業及び一般ガス事業における「原料費調整制度」の導入状況についての調査研究から、本制度が価格変動リスクを適正に分散し、ガス事業の健全な運営に資する有効な手段であるとの認識に至り諮問したとしております。

続いて答申内容ですが、「2. 導入の必要性」について、委員会の判断を記載しておりますが、「ガス原料費調整制度」の導入は、本市ガス事業の持続可能性及び利用者の公平性を確保するために必要不可欠であるとしています。

「(1) の経営の安定化と持続可能性の確保」では、原料費調整制度は、国際的な原料市場価格の変動を、透明性の高い算定方法に基づき、自動的にガス料金に反映させる仕組みであり、事業収支の急激な悪化を防ぎ、資金繰りへの影響を最小限に抑えるリスクヘッジ機能を有し、経営が安定することで、市民生活に不可欠なガス供給の安全と安定を長期にわたって維持することができると評価しています。

また、「(2) 料金負担の公平性と透明性の向上」では、常にその時点の原料価格に基づいた適正な料金を負担することで、タイムラグを解消でき、また、調整額は、あらかじめ定めた算定式により料金変動する仕組みとなることから、負担の公平性と透明性が向上するとしています。

「(3) の他の公益事業との整合性」では、電気事業では、燃料費調整制度、他の都市ガス事業では、原料費調整制度を既に広く導入されている現状からすると、公益事業の料金体系

としては整合性があり、適切であることを記載させていただきました。

最後に「3. 結論」として、経緯と必要性から、「ガス原料費調整制度」は、本市ガス事業の健全かつ安定的な運営と、長期的な市民サービスの維持・向上のために極めて有効な手段であり、早期に導入体制を整えるべきであります。

つきましては、諮問にありましたガス原料費調整制度の導入について、市におかれましては、関係規定の整備、周知期間の確保、市民への丁寧な説明を速やかに実施し、早期の制度導入を図るよう要請するものであります。としました。

以上が、ガス原料費調整制度の導入についての答申案であります。ご審議のほどお願い致します。

○金澤委員長

ありがとうございました。只今の答申案の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしく願います。

○A委員

答申書の一番下の文章に「原料費調整制度を導入することが望ましい」とあるが、こういった柔らかい文言ではなく、結論に記載されているように、「早期に導入体制を整えるべき」とはっきり言った方が良いのではないのでしょうか。

○佐藤管理課長

委員の皆様のご意見がそういうことであれば、そのように直して答申案にしたいと思いません。

○金澤委員長

私もその方が良いのかなという気もしますが、いかがでしょうか。

○B委員

「原料費調整制度を導入することが望ましい」と書いてあるのはいいと思いますが、そもそも原料費調整制度が何なのか分かりにくいと思います。「国際的な原料市場の価格の変動を、透明性の高い算定方式に基づき、自動的にガス料金に反映させる仕組（原料費調整制度）を導入することが望ましい」とするような、もっと分かりやすい文章が良いのではないかと思います。

○金澤委員長

ありがとうございます。審議の中では制度の具体的な数字を含めて審議した訳ですが、答申案に全く書かれていないため、中身が分からないといったところですが、いかがでしょうか。

○佐藤管理課長

ご意見ありがとうございます。前回ご説明した算定式を答申書の方に具体的に記載することにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○金澤委員長

皆様よろしいでしょうか。他にございましたらご意見をお願いします。

○C委員

価格、地政学的なリスクから言えば、変動性を導入するのは当然あるべき事なのかなと思います。一方でその価格が変動するにあっては、市民への周知というのがとても大切なことであり、何処を見れば、何を基準にこの価格が「上がっている」「下がっている」と理解できるのかと言うことが大切だと思います。

例えばホームページに連動させて、相場が上がったり下がったりすることによって変動しますよと、言うようなものを、グラフや指標、数字などにより、見える形にすれば市民がより理解しやすいものになると思います。一方的に上げる、下げるというよりは、納得・透明性があるものになると思います。

○佐藤管理課長

ありがとうございます。以前、前支店長さんにも少し説明させていただきましたが、財務省の貿易統計に基づいて、LNGのC I F価格を基準・参考にして価格の変動を決めるということになりますので、ホームページに内容を記載しながら市民の皆様にも周知して行きたいと思っております。

○金澤委員長

よろしいでしょうか。それでは他にございますか。

○佐藤管理課長

参考までに、ホルムズ海峡の問題による価格の変動についてですが、今の貿易統計の結果が4月末で3月の輸入価格、C I F価格がわかるというところで、今のところ、まだどれくらい上がるのかということが、全く予測できない状況となっております。公表日が4月28日なので、その時点である程度の予想ができるのかなという感じです。

ちなみに、今、原料費調整制度を導入する時期を9月検針分から実施したいと考えておりますが、9月検針分というのは、前にもお話ししましたが、3カ月前の4月、5月、6月のC I F価格の平均を取った価格で調整して行くということになりますので、現時点では未発表のままと言うところでありまして。ちなみに、2月分までは出ていて、2月分のC I F価格がトンあたり、85,391円となっております。前に説明した資料を見ていただければ

わかりますが、我々が基準としているのが90,390円となっております。前々年の10月から前年9月までのCIF価格を基準にしておりますので、90,390円が基準になり、2月分と比較すると基準より低いので、本来は値引きやマイナス調整をするものとなりますが、今後、値上がりするということになると、今の1.3倍ぐらいの価格になった場合、1㎡当たり12円くらい値上がりすることになります。仮に9月に12円値上りした場合、市民の皆さんが使用する量が約300,000㎡位だとすると約300万から400万くらいの損失を被るということになります。原料費調整制度では、そういったことがなくなるということになります。ちなみに1.5倍になると1㎡当たり22円ほど高くなり、2倍になると1㎡当たり50円弱値上がりします。例えば1.3倍であった場合、一般の家庭で20㎡使ったとすると価格が248円値上がりし、1.5倍だと約450円、2倍だと967円、約1,000円値上がりするという計算になります。

○金澤委員長

ありがとうございました。今後、どうなるか分かりませんが、制度を導入したタイミングによって値上がりするということになると、この制度自体が悪いと思われることもあるので、しっかりと説明をお願いしたいと思います。

○C委員

今の直近の想定だと1トンあたり85,391円で、市の想定が90,390円ということであれば、今は余裕があるという話でしたが、例えば、直接ダイレクトに数字が変われば価格に響くが、想定よりも下回っている場合は、繰越しにしてメリット分として、あえて下げないで、それをプールしておいて、価格が上昇したときに補填する、もしくは平均的に均していくという考えもあるかと思うが、そういった考えはありますか。

市民からすると、価格の安定を求めるとすれば、こういった工夫等により変動の少ない水準に均した方が、影響やインパクトが少なくなるようなところもあれば良いのではないかと、素人的にはあるのですが、市ではこういった感じなのか教えていただければと思います。

○佐藤管理課長

先ほどお話しした90,390円が基準平均価格だと理解しており、前にも少し説明した変動額の70%を反映することになり、残りの30%は保留をするということになります。逆に、下がったときも70%かけるので、残りの3割は戻さないイメージと考えております。

○金澤委員長

ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

○D委員

文書中に「料金の変動する根拠が明確となり、理解と信頼の向上に繋がります」とあるが、値上がりするときもあれば値下がりするときもあるということを明確にすべきではないでしょうか。料金の設定に関しては、国が決めた基準によって、その時その都度の料金で設定するところを、もう少しわかりやすくした方が答申案としては良いと思います。値上がりするときもあれば値下がりするときもあるということの、両方あるということを伝えればいいかも知れません。

○佐藤管理課長

わかりました。

○金澤委員長

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思いますが、「望ましい」という表現から、もう少し強めの表現にすること。それから、算定式なども含めて値上がり、値下がりが伝わるような表現をするということ。答申とは少し関係ないかもしれませんが、ホームページを活用して情報をもっとしっかり公開するということをお願いしたいということで、修正をしていただくという前提で、この答申案でよろしいかどうかお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○金澤委員長

異議なしということですので決定させていただきます。今後の修正は、事務局でお願いいたします。続きまして、第2の「上水道下水道料金の適正水準の諮問について」事務局よりご説明をお願いいたします。

○佐藤管理課長

引き続き、私の方から説明させていただきます。「はじめに上水道料金の適正水準についての諮問内容」をご説明いたします。

資料2をご覧ください。これは、4月6日付けの市公営事業の経営課題（上水道料金の適正水準）についての市長から委員長宛の諮問書の写しになります。

諮問内容ですが、「1. 上水道事業について」では、沿革として、旧本荘市において、昭和15年3月に事業創設の認可を受け、昭和18年9月に水の供給を開始しております。その後、旧町村地域におきましても、順次水道施設の整備を進めることで、市全域における供給

体制を確立してきました。平成17年3月の市町村合併時には本荘、矢島、西目、鳥海の4地域の上水道を統合、平成29年には、由利本荘市簡易水道事業を統合し、現在の水道事業体制が確立されております。水道料金については、平成23年から料金改定(統合)を実施し、合併前の各地域の料金がそのまま継承されていた簡易水道事業との不均一料金の状態を解消してきております。

本市の水道事業には47箇所の水源と30箇所の浄水施設が地域ごとに分散しており、給水区域内の普及率は99%を超えております。

一方、水道管や浄水施設は、更新時期が近づいており、老朽管の更新と災害に備えた耐震化を計画的に進めていく必要があります。また、本市は広大な市域に多くの施設が分散設置されている形態が維持管理コストを押し上げている部分もあることから、建設中の鳥海ダムの利活用と併せて施設の統廃合による効率化も進めていく必要があります。更には、給水収益が人口減少により構造的に減少していく見込みであり、将来にわたって持続可能な水道運営を実現するためには、定期的な適正料金のあり方を検討し、財政基盤の確立を目指す必要があります。

次に「2. 上水道料金の適正水準について」ですが、先に述べた内容を踏まえ、市民生活に欠かすことの出来ない水道水を持続的に供給していくために、水道施設の更新や耐震化対策等の基盤強化を行って行く必要があります。一方で、給水人口の減少や節水型機器の普及に伴う使用量の減少による給水収益の減少、昨今の物価高騰による電力費や薬品費の増加等により、今後の水道事業の経営環境は厳しい状況になることが見込まれております。このようなことから、上水道使用者からの適正な費用負担を確保し、安全・安心な水道水の供給や上水道事業の健全な経営を図るため、今後の上水道料金の適正水準について、多角的にご検討いただき委員会の意見を伺うものです。といった諮問内容となっております。

続いて、資料3が「下水道料金の適正水準について」の諮問書の写しになります。

下水道事業についてですが、本市では8つの下水道事業を実施しており、それらを「公共下水道事業」、「集落排水事業」、「浄化槽事業」の3つに区分しております。各区分の事業概要をご説明いたします。

はじめに、公共下水道事業であります。こちらは下水道法が適用される「公共下水道事業」と「特定環境保全公共下水道事業」が該当します。それぞれ平成3年度、平成4年度に供用を開始しています。次に、集落排水事業であります。浄化槽法が適用される「農業集落排水事業」「漁業集落排水事業」「簡易排水事業」「小規模集合排水処理事業」が該当します。昭和59年度から平成12年度にかけて、それぞれ供用を開始しています。

浄化槽事業は、合併処理浄化槽を設置することで生活污水の処理を行う「特定地域生活排水処理事業」と「個別排水処理事業」が該当し、それぞれ平成18年度、平成10年度に供用を開始しています。本市の下水道事業は、令和2年度に整備を完了しており、現在は維持管理と設備や機器の修繕などの長寿命化対策に重点を置き事業を実施しております。

市の下水道事業は、合併浄化槽の普及も含め、市民の生活環境を支える重要なインフラとし

て機能しており、汚水処理の普及率は着実に向上しております。しかしながら、事業を取り巻く経営環境は、上水道事業と同様に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

供用開始から年数の経過した下水管渠の破損による道路陥没リスクへの対応や、終末処理施設の機能維持と長寿命化を図るための修繕改修、そして地震等の災害に備えた施設の耐震性の向上などはストック・マネジメントを実施しながら計画的に取り組む必要があります。

また、上水道の給水人口の減少に伴い、将来的な下水道使用料収入の減少が予測されており、事業継続していくためには、維持管理コストが高止まりしている人口密度の低い集落における将来を見据えた施設の統廃合や、より効率的な汚水処理方式への転換を進め、財政の健全化を図ることが求められています。

次に「2. 下水道料金の適正水準について」ですが、これまで述べてきたことを踏まえ、下水道利用者からの適正な費用負担を確保し、衛生環境の維持、下水道事業の健全な経営を図るため、今後の下水道料金の適正水準について、多角的にご検討いただき委員会の意見を伺うものです。という諮問内容となっております。

○金澤委員長

ありがとうございました。諮問内容についてご質問をお願いいたします。

○金澤委員長

この諮問自体はよろしいでしょうか。上下水道料金の改定については、委員会で話し合うことでお受けしたいというところですね。よろしく申し上げます。

続きまして。具体的な経営状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○佐藤管理課長

引き続き私の方からご説明させていただきます。質問に基づきまして、皆様からご検討いただくわけですが、今日は上下水道事業の過去5年間の実績・経営状況分析したものを皆さんに覚えていただくような形にしたいと思います。次回以降は、これらも参考にさせていただきながら、数年間の状況をシミュレーションしながらの説明になると思いますけれども、今日は過去5年間の経営状況分析ということで説明いたしたいと思います。資料の方は4ページ目になります。はじめに水道事業における収益的収支の決算の推移となっております。令和2年度から令和6年度の5年間の状況になります。第1回目の時にも、この決算状況を少し説明しておりますので、細かいところは割愛させていただきます。3ページ目をご覧ください。決算推移から収支状況をグラフ化したものです。棒グラフの各年度左側の薄い水色が経常収益、濃い水色が経常費用となっております。水色の折れ線グラフは、経常収支を表しております。グラフを見て解るように、経常収益は年々減少していることがわかると思います。経常収支も令和3年度、3億6千万程度あったものが、令和6年度では、わずか8千万程度

まで減少しております。内訳状況は、2ページ下段に掲載しておりますのでご参照ください。次に4ページ目をご覧ください。水道事業の経営指標による分析になりますが、はじめに経常収支比率という指標になります。これは、その年度において、料金収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを示す指標となります。経常収支比率の推移は、ご覧の表のとおりとなりますが、令和3年度以降、物価上昇や労務費単価の上昇により費用が嵩み、年々減少傾向にあります。100%以上は維持されています。ただし、一般会計からの繰入金のうち、基準外繰入金を除くと経常収支比率は、90%前後まで低下することに留意する必要があります。数値が100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを意味するため、経営改善に向けた取り組みが必要となります。基準外繰入金とは、簡単に言うと、公共性の高い部分など制度上認められる繰入れが基準内繰入金、そうでない繰入金が基準外繰入金という分類になります。

次に5ページをご覧ください。料金回収率という指標になります。これは料金で回収すべき経費を、どの程度料金収入で賄えているかを示す指標であり、料金水準などを評価する際に用いられます。料金回収率の推移はご覧の表のとおりとなりますが、料金回収率が100%を下回っており、給水に係る費用の一部が料金以外の収入で賄われていることを意味するため、適正な料金収入の確保や給水費の削減が必要となります。国からは「独立採算の原則」が定められており、料金で回収すべき経費をすべて料金収入で賄えている状態、すなわち料金回収率が100%以上であることが求められています。

次に6ページをご覧ください。給水原価という指標になります。給水原価は、有収水量1㎥当たりの給水に要した費用を示す指標であり、給水に係るコストを表しています。

給水原価の推移は、ご覧の表のとおりとなっておりますが、物価高騰に伴う動力費や修繕費等の増加により、年々上昇傾向にあります。給水原価は、安価であることが望ましく、必要に応じて投資の効率化や維持管理費の削減、有収水量の増加など、経営改善に取り組むことが求められます。

7ページをご覧ください。県内各市の経営指標との比較表となります。

由利本荘市と類似団体は、類似団体区分がA4と記載されたところですので、横手市と大館市になりますので、ご参照ください。

次に8ページ目は、東北の類似団体の経営指標との比較表となります。ご参照いただければと思います。

9ページ目をご覧ください。下水道事業における【収益的収支】の決算推移（令和2年度～令和6年度）となっております。

10ページ目は、その決算推移から収支状況をグラフ化したものです。水道事業と同じように棒グラフの各年度左側の薄い水色が経常収益、濃い水色が経常費用となっております。水色の折れ線グラフは、経常収支を表しております。経常収益においては、令和2年度以降は5年連続の減収となっており、使用料収入が令和5年度一時的に微増しましたが、令和6年度は再び減収に転じております。水洗化人口の減少に伴い、減収傾向が続いております。経

常費用においては、動力費が物価上昇により大幅に増加しましたが、令和6年度は、燃料価格激変緩和補助金により大幅に減少、修繕費においては、令和2年度から令和5年度までは横ばいで推移していたが、令和6年度は、マンホールポンプ場の水中ポンプ修繕や処理場施設設備の修繕が増え、大幅に増加しております。

11ページをご覧ください。下水道事業の経営指標による分析であります。はじめに経常収支比率ですが、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要ですが、ほとんどの年度で100%を下回っており、単年度の収支が赤字であることを示しており、加えて、一般会計からの繰入金のうち、基準外繰入金を除くと経常収支比率は、90%前後まで低下することになるため、一層の経営改善に向けた取り組みが必要となっております。

12ページをご覧ください。経費回収率であります。これは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料収入で賄えているかを示す指標であり、使用料水準などを評価する際に用いられます。経費回収率の推移はご覧の表のとおりであります。すべての年度で100%を下回っており、汚水処理に係る費用の一部が使用料以外の収入で賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保や汚水処理費の削減が必要となります。

水道事業同様、独立採算の原則が定められています。このため、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す経費回収率100%以上であることが求められています。

13ページをご覧ください。汚水処理原価であります。これは、有収水量1m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用を示す指標であり、汚水処理に係るコストを表しています。

汚水処理原価の推移はご覧の表のとおりであります。令和3年度に一時下がりましたが、物価高騰に伴う動力費や修繕費等の増加により、令和6年度は、令和2年度水準まで増加しております。汚水処理原価は、安価であることが望ましく、必要に応じて投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上により有収水量を増加させるなど、経営改善に取り組むことが求められます。

以上が経年の決算状況から分析したものとなりますが、このことを参考に、次回から説明がはじまる水道事業・下水道事業の現行の料金・使用料体系での将来の財務シミュレーション、また、料金水準を改定した場合の財務シミュレーションを検討する材料にさせていただければと思います。説明は以上になります。

○金澤委員長

ありがとうございます。只今の説明につきまして、何かわからないところがあればご質問をお願いしたいと思います。

○A委員

5ページにあります、料金回収率の部分で、100%を下回っておりますが、これは例えば

一般家庭で支払っているのとまた違う部分なのでしょうか。

○佐藤管理課長

水道料金のことなので、一般家庭や企業の水道料金を頂いている収入で、どれだけ水を作って、どれだけ供給する費用に充てられているかという指標になりますので、この料金収入は一般家庭や企業の皆様から頂いている収入になります。

○A委員

お金を払っていない人もいるということでしょうか。

○佐藤管理課長

水を供給する費用のコストがかかっているということになっております。

○金澤委員長

足りないところは一般会計から頂いているという形ですね。

○B委員

次回、提示されると思いますが、独立採算制の原則について、これまで再三言っていますが、本気で考えているのかどうかと言うことと、例えば、それは3年後に実施するのか、5年後までやるのか、10年後までやるのかわかりませんが、こういった事を、次回示していただければと思います。

○工藤局長

ありがとうございます。次回、いろんなシミュレーションした資料をお出ししたいと思います。原則としては独立採算ということで、特に水道については、できれば料金で賄っていきたいと思っておりますし、5年でなくて10年とか、長いスパンで黒字化できるようなこととか。またすぐ5年後に上げなければならないということとか、そういうことではなくて、できれば10年、それ以上と言うところを今は考えております。

下水道は現実的に料金だけという、かなり値上げしなければ難しいと思っておりますので、そこは、一般会計にも頼らざるを得ないのかなというふうには今のところは考えております。いずれ次回、いろんなシミュレーション資料を提示したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤管理課長

料金改定の場合、算定する期間を定める必要があります。我々が今考えているのは、5年スパンの計算をしたいと思っております。令和7年度に我々の方で、水道事業の経営戦略を策

定しました。その中で、ある程度、料金のシミュレーション、「どれくらいになるのか」といったような概算の算定をしており、5年スパンで考えると全て黒字になるというのは40%くらい値上げしなければ黒字にならないような計算になっております。それを一度に値上げするのか、段階的に値上げするのかといったようなシミュレーションをしながら、全てにおいて黒字になるようにということであれば、どの程度になるか、そういったことも考えたシミュレーションを見ながら、皆さんにご検討いただくことになると思います。これは上水道のことです。

下水道については、先ほど局長からお話があったように、条件不利地域や、公共下水とかを企業会計に取り入れていることから、現実的に料金で回収することはおそらく無理です。おそらく200%もしくは300%値上げしないと、汚水処理費を使用料で賄うことは無理なのではないかというところになり、当然、今、上水道の料金改定、下水道の料金改定となると市民の皆さんが耐えられるというか、許容範囲にある料金がどの程度なのだろうかというところも考えながら検討していくこととなります。そして、下水道料金をいただいていない地域や自分の家で合併浄化槽を設置している方の維持管理費等と比較しながら、それ以上にならないようにするとか、そういったところも考えながら、料金改定していく必要があるものと思っておりますので、次回1回では当然検討できないと思いますので、2、3回皆さんにいろんな資料をお見せしながら、検討いただくということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金澤委員長

よろしいでしょうか。

○D委員

水道管、下水道管というのは市のインフラですよ。このことは、行政全体のインフラの一つとして見ていかなければならないのではないかと思います。行政の、市の、町のインフラと言うことを考えると、なぜ、企業局単体の独立の収支、財務状態だけで判断していかなければならないのかなという疑問があります。また、それが全て価格に転嫁するという可能性があることに関して、若干、違和感があります。今後の議論の積み重ねで説得していくものと思いますが、個人的にこういった印象を受けているのでお話をさせていただきました。企業局さんで計画プランがあった時に、その辺を整理して理解できる形で進めれば良いと思ひました。

○金澤委員長

ありがとうございます。

○A委員

上水道と下水道は分けて考えなければ難しいだろうと思いました。落とすどころと言ったらおかしいかも知れませんが、上水道はもしかしたら料金の値上げでカバーできる可能性があるかも知れないけれども、下水道の落とすところはすごく難しいと思います。先ほどの話で、本気度っていう話がありましたけど、この二つは切り離していくということですよ。切り離さないで進むということはないですか。

○佐藤管理課長

先ほど申しあげました通り、分けてお話しをすることになりますが、おそらく同時に料金改定することになると思いますので、例えば水道には99%入っていますので、市民の皆様のごほとんどが水道料金を支払っていると考えていいと思います。下水道については下水道に接続していない方もいますし、その範囲に入っていない方は当然入っていないし、そういったことを考えますと、先ほど市のインフラだという話もありましたけれども、条件の不利地域のところや、下水道の集落排水だとか、そういったところ全て料金で賄うというのはおそらく無理だと思いますので、市のインフラとして、繰入金などを入れなければならないだろうと思っていますけれども、下水道に接続していない人とのバランスというのもあると思うので、その辺は考えながら料金の検討をしていただくということになると思います。

○金澤委員長

次回以降になると思いますが、下水道施設に関しては、下水道の廃止みたいのところまで踏み込んで検討委員会で検討することもありますか。

○佐藤管理課長

統廃合をこの場で検討するというよりは、先ほどの水道の話で、例えば5年スパンで考えるという話をしたように、下水道も同じような感じになると思います。この期間はこの形で実施するといった下水道料金の設定になると思いますので、それ以降については、先ほど説明があったように統廃合とか下水処理費にものすごくお金がかかると言ったところについては、逆に廃止をして、合併浄化槽を進めるとか、処理方法の変更をして行くような内容をこちら側で検討を進めなければならないものと思います。この検討委員会で進めるということではないと思っています。

○金澤委員長

わかりました。今の話が必要になるだろうという気がするので、その変は後で出てくるということですね。わかりました。他、いかがでしょうか。  
次回以降だと思いますが、給水原価とか、汚水の処理費用原価の内訳について、それぞれ教

えて頂きたいと思います。

○佐藤管理課長

分かりました。次回以降の資料にはそういったところも加えたいと思います。

○金澤委員長

いかがでしょうか。

○E委員

比較表を見て感じたことで、例えば、この企業債残高対事業規模比率は、由利本荘市だと900超えで、他のところだと2桁パーセントになっています。これが高ければ良いのか、低ければ良いのか、数字だけ見ても分からないということと、料金回収率で、何故、大館市さんは100を超えているのかと言うことを疑問に思いました。こういった取り組みをしたら100を越えるとか分析し、それを由利本荘市で参考にできるような資料とかがあれば、分かりやすく助かると感じましたので、次回そういう参考資料等があるのであれば、いただきたいと思います。

○佐藤管理課長

次回、参考にできるような資料を付けたいと思います。ちなみに企業債残高対事業規模という指標ですけれども、給水収益に対する企業債残高の割合となっております。企業債の負担が給水収益に対して、どの程度の比率になっているかという数字となっております。このパーセントが大きいほど企業債の残高があり、苦しいといった指標になるものと思います。

○金澤委員長

ありがとうございます。今の件に類似して、有収率とかも、なぜ80%くらいしかないのか、20%は何なのか等の内訳を教えてくださいたいと思います。

○佐藤水道課長

有収率に関しては、いろいろな要因が考えられます。漏水等やそのほかにも料金収入に関係しない消防消火栓とかに使用したのも入っております。その辺に関しては、次回以降になります。漏水件数なども示していければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○金澤委員長

ありがとうございます。確か全国平均90%くらいだと思いますので、それに比べると低めですよね。その辺も教えてくださいたいと思います。

○B委員

先行事例や成功事例があったら資料を準備いただければと思います。

○佐藤管理課長

参考に、今、ちょうど秋田市で審議会を行っております。おそらくホームページにも出ていると思いますので、参考にしていただければと思います。

○佐藤水道課長

横手市さんも、同じような状況で、値上げ率が何パーセントという話が、確か1回新聞にも出たと思います。

○佐藤管理課長

いずれ秋田県内でも、複数、料金改定、物価高騰、賃金上昇とかいろいろ問題を抱えておりますので、そういったことから料金改定に踏み切るところが結構ありますので、この情報も次回までどういう状況に至っているのかを調べて皆さんに情報提供したいと思います。

○F委員

下水道に関することについて、いろんな浄化槽のやり方があるようですが、その割合や世帯数等がわかるようであれば、今でなくても良いので教えてもらえればと思います。

○齋藤下水道課長

次回までに提示いたします。

○金澤委員長

浄化槽は企業局が実施しているものと、それ以外のものがあるのでしょうか。

○佐藤管理課長

個人的に浄化槽を設置しているところもあります。

○金澤委員長

その数値も併せて次回、教えていただければと思います。

○齋藤下水道課長

個別設置型と、市の方で設置したものと、両方あります。単独浄化槽と合併浄化槽と。

○C委員

下水道で都心部以外はこういった問題をどの地域でも抱えていると思いますが、由利本荘市ではウォーターPPPとかをお考えになっていますか。今、現段階ではどのようにお考えになっているのかお聞きしたいのですが。

○佐藤管理課長

上水道については、今のところ無理なのかなと思っております。下水道については、実施できる企業さんがあれば移行して行きたいと思いますが、なかなか民間の企業さんが下水道で実施できるかどうか検討がつかないところでございます。

○齋藤下水道課長

先ほどの浄化槽の件について、下水道の合計が76.7%で浄化槽が16.5%です。

○A委員

個人も含めてですか。

○齋藤下水道課長

そうです。

○B委員

それは、本荘地区の数値ですか。市全体の数値じゃないですか。

○齋藤下水道課長

市全体です。

○B委員

本荘地区のことを聞いているのだと思います。

○齋藤下水道課長

すみません。本荘地区については次回まで計算して出します。

○金澤委員長

ほかに、なにかございませんか。

こういう情報が欲しいとかありませんか。

協議は、この辺でよろしいでしょうか。

それでは、本日の協議は終了させていただきたいと思います。最後に事務局の方から何か報告がありましたらお願いします。

○工藤局長

色々ご審議いただきありがとうございました。一点目として、原料費調整制度の導入につきましては、「導入すべき」との答申をいただきましたので、導入に向けて進めていきたいと思います。その際、市民の皆様にも分かりやすい説明に努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。また、今日は2点ほど上下水道の料金ということで諮問いたしました。非常に難しい問題であると思いますが、今後ご審議の程、よろしく願いしたいと思います。また、難しい問題ですので、関係する資料が欲しいとか、もっと分かりやすくといったところについて、忌憚なくご要望いただければと思いますので、今後共よろしく願いいたします。

○佐藤管理課長

次回以降、シミュレーションによる議論を進めていただきたいと思いますので、今後共よろしく願いいたします。それでは、これで検討委員会の方を閉じたいと思います。大変長時間に渡りありがとうございました。次回の開催時期を5月中旬の20日前後に開催したいと思いますので決まりましたらご通知いたしますのでよろしく願いいたします。

(午後2時50分終了)